

東広島市農業委員会令和5年11月（第11回）総会議事録

- 1 開催日時 令和5年11月29日(水) 午前10時00分から午前11時27分まで
- 2 開催場所 東広島市役所本館3階 303会議室
- 3 出席委員 19人

本議席番号順

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	長原 毅	2	久保 伸司	4	脇坂 俊之
5	台川 洋子	6	中務 秀子	7	古川 みどり
8	杉本 源藏	9	柏尾 博明	10	荒谷 義憲
11	村上 義則	12	木原 省五	13	財満 俊子
14	仲伏 英雄	15	高尾 昭臣	17	土井 浩文
18	在間 輝昭	20	橘川 一則	22	高木 昭夫
23	高橋 久雄				

- 4 欠席委員 5人

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
3	岡土居 正弘	16	大月 みどり	19	古本 啓之
21	小倉 亜紗美	24	住井 正美		

- 5 傍聴人 なし

- 6 議事録署名者

議長(会長) 14番 仲伏 英雄 委員 15番 高尾 昭臣 委員

- 7 次第

- (1) 開会
- (2) 議事録署名者指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議案

議案第 54 号 東広島市農業委員会委員の辞任の同意について

議案第 55 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定

による農用地利用集積計画の決定について（別紙1）

- 議案第 56 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について
- 議案第 57 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案第 58 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

(5) 報告

- 報告第 43 号 行政不服審査法の規定に基づく審査請求について
- 報告第 44 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分について
- 報告第 45 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の専決処分について
- 報告第 46 号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について
- 報告第 47 号 農地転用（農業用施設）届出の受理について

(6) 閉会

8 出席者

（農業委員会事務局職員）

事務局長	尾 崎 修 司
局長補佐	定 井 芳 紀
農地係係長	松 下 健 司
農地保全係主査	合 原 茂 宏
農地係主査	和 田 麻依子
農地係主査	豊 田 宏
農地保全係主任主事	坂 見 浩 充

河内支所産業建設課産業振興係長 柴 田 幸 治

（農業委員会事務局以外の職員）

産業部農林水産課担い手支援係主査	栞 原 大 輔
産業部農林水産課担い手支援係主任主事	小 田 祐 平

議 長	<p>これより11月総会を開催いたします。 これからは着席の上、議事進行を行います。 在任委員数24人中19名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定数に達しており、会議は成立しております。 次に、日程第1の議事録署名者を指名いたします。 東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定により、14番仲伏委員、15番高尾委員を指名いたします。 次に、日程第2の会期の決定についてお諮りいたします。 会期は、令和5年11月29日1日限りとしてよろしいでしょうか。</p>
	< 異議なし >
議 長	<p>それでは、会期は令和5年11月29日1日限りといたします。 これより日程第3の議案審議に入ります。 それでは、議案第54号「東広島市農業委員会委員の辞任の同意について」を上程いたします。 なお、この案件は東広島市長から意見を求められているため、農林水産課から説明をお願いいたします。</p>
小 田 主 任 主 事	<p>それでは、議案第54号「東広島市農業委員会委員の辞任の同意について」ご説明いたします。 これより着席して説明いたします。 配付させていただいております議案第54号をご覧ください。 本案は、令和5年11月9日付で東広島市農業委員会委員である大月みどり氏より辞任願が提出されたことに伴いまして、農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定により農業委員会の同意を求めるものでございます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
議 長	<p>続きまして、今までの経過等について私のほうから説明をいたします。 それでは、経緯等について私から説明をさせていただきます。 大月委員につきましては、体調を崩されて本年8月に入院をされたことはご存じの方もおられるかと思えます。そして、9月には大きな手術を受けられ、11月初旬に退院をされたところであります。そこで、私と事務局で自宅を訪問し、直接本人とお話をいたしました。退院はしたものの、引き続き治療に当てる必要があり、農業委員としての職責が果たせないという判断をされ、辞任の気持ちを固められたというわけでございます。 私の説明は以上です。よろしく申し上げます。 他の委員さんで何かありましたら、よろしく申し上げます。</p>
	< なし >
議 長	<p>ないようですので、それでは本案件についてご意見はないようですね。 ほかにはないようですので、採決に入ります。 議案第54号について同意することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第54号は同意する旨、東広島市長へ回答することに決定をいたします。 次に、議案第55号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について」を上程いたします。 この案件は東広島市長から意見を求められているため、計画内容については農林水産課から説明をいただきます。 それでは、農林水産課から説明を求めます。</p>
栗 原 主 査	<p>私から、議案第55号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。 資料の別紙1をご覧ください。 今回、議案として提出しております農用地利用集積計画は利用権設定の賃借権設定に係るもので、賃借権設定は54件、総面積は172,333.46㎡となっております。詳細に</p>

栗原主査	<p>つきましては、資料にてご確認ください。</p> <p>なお、今回の農用地利用集積計画につきましては、本日の総会でご決定をいただきましたら、12月5日付で公告することとしております。</p> <p>説明は以上でございます。よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま農林水産課から説明がありました。</p> <p>ご質問、ご意見等がありましたら、ご発言をお願いいたします。</p>
	< なし >
議長	<p>ないようですので、ご質問、ご意見がなければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案第55号について異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議長	<p>全員賛成ですので、議案第55号は異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定をいたします。</p> <p>農林水産課の栗原さん、小田さん、ありがとうございました。退席をお願いします。</p>
	< 栗原主査、小田主任主事、退室 >
議長	<p>次に、議案第56号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
和田主査	<p>それでは、総会議案の4ページをご覧ください。</p> <p>議案第56号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を説明いたします。</p> <p>今月は、32件の申請がございました。申請地の田、畑別の筆数、面積の内訳については、13ページに記載のとおりでございます。</p> <p>内容については、座って説明させていただきます。</p> <p>申請番号218-1から226-9については関連しますので、一括して説明させていただきます。</p> <p>本件は、令和5年9月総会において不許可処分となった農地法第3条の許可申請のうち、●●が譲受人となり、農地の所有権移転を受ける9件について改めて申請されたものでございます。本日お配りしております議案第56号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」補足資料をご覧ください。</p> <p>●●は、全国展開をして営農型太陽光パネルの下部でサカキを作付されており、本市におきましても既に農地法第3条所有権移転の許可を得て20,407㎡を取得し、営農を準備されているところでございます。令和5年9月29日に開催されました意見交換会でのご指摘、また総会での不許可処分を経て、営農計画等を再度精査され、変更点などがございました箇所を中心に資料に掲載させていただいております。</p> <p>それでは、資料をご覧ください。</p> <p>議案番号218-1から226-9につきまして、譲受人●●の営農体制等について記載をしております。</p> <p>この度、全国的に営農を行うための従業員を役員含め26名雇用ということで、従業員名簿を提出されました。平均で260日の農業従事を予定しております。今後も一、二名の増員予定がございます。</p> <p>2、東広島市における営農計画として、(1)担当者というところで3名の名前を掲載しております。お一人目の●●さんは、中国地方の責任者で営農部長をされております。主担当として●●様、副担当として●●様のお名前を掲載しております。</p> <p>(2)営農体制、先程の担当者、主担当、副担当の2名が東広島市の拠点に常駐する予定でございます。宿舎についても賃貸予定となっております。必要に応じて副担当は増員される予定とされております。拠点としましては、東広島市●●町において事業所を賃貸される予定です。必要な農機具もこちらに準備をされ、東広島市内の各営農地へ通作される予定でございます。</p> <p>(3)の耕作面積、東広島市内では既に農地法第3条の許可を得た農地が20,407㎡ご</p>

和田主査

ざいます。今回の申請面積12,790㎡を合わせ、合計33,197㎡、こちらを耕作していく予定でございませう。

(4)サカキの作付スケジュールとしては、定植について、寒冷期は寒害対策を行いつながら1年を通して行う予定でございませう。収穫は定植後3年後からの見込みで、出荷は一年中行う予定でございませうが、3月から6月までの期間は新芽の成長時期でございませうので、収穫を見送る場合があるということだす。除草については4月から9月に行う予定で、それ以外の期間は必要に応じて行う予定とされておる。

東広島市における営農体制について具体的に精査され、効率的な営農を計画されておるものでございませう。

また、太陽光パネルの配置計画につきまして、隣接土地から3m離しパネルを設置し、その下部にサカキを作付すること、また農薬散布の際は、事前に近隣の同意を必ず得た上で行うなど、周辺の営農には十分配慮を行った上で耕作をするよう計画されておる。

以上で218-1から226-9までの説明を終わります。

申請地の写真でございませう。

続きまして、227-10でございませう。

経営規模拡大のため、所有権を移転するものでございませう。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されておる。

続いて、228-11でございませう。

自宅近くで耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されておる。

続いて、229-12でございませう。経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されておる。

続いて、230-13と231-14は譲受人が同一であり、関連しますので、一括して説明させていただきます。

経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されておる。

続いて、232-15でございませう。

新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳の会社員の方だす。この度、空き家と同時に付属する農地を取得することとなり、自家消費用の野菜を作付したいと考え、本申請に至ったものです。受人は妻の実家の農作業の手伝いを1年程行っており、申請地ではジャガイモや玉ねぎなど季節野菜を作付する予定でございませう。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されておる。

続いて、233-16でございませう。

経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には4人の労働力があり、必要な農機具も保有されておる。

続いて、234-17でございませう。

経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されておる。

続いて、235-18でございませう。

耕作者へ売買のため、所有権を移転するものです。申請地は譲受人の経営地に隣接し、平成31年から利用権を設定し、耕作を続けられておる農地でございませう。受人には4人の労働力があり、必要な農機具も保有されておる。

続いて、236-19から238-21は関連しますので、一括して説明させていただきます。

経営農地の隣で耕作便利のため、所有権移転するものでございませう。236-19と237-20については、お互いの自宅からより近い便利な農地を交換するため、所有権の移転を行うものです。238-21については交換した農地に隣接し、耕作が便利であるため、所有権移転するものでございませう。

続いて、239-22でございませう。

親族間の贈与のため、所有権を移転するものでございませう。渡人は高齢となり、今

和 田 主 査	<p>後営農する見込みがないことから、実家の家屋や宅地を含めて弟である譲受人へ農地を譲渡するものでございます。譲受人は●歳の方で、農繁期である2月から11月には実家を居宅とし、大豆やジャガイモなどを作付されます。大型機械による作業が必要となる水稲作付については、地域の農業法人へ作業委託を行う予定でございます。</p> <p>続いて、240-23でございます。</p> <p>親族間の贈与のため、所有権を移転するものです。渡人は病気で耕作困難になったため、隣接に居住する息子へ農地を生前贈与するものでございます。受人は●歳の会社員です。6年ほど管理を任せられ、みかんやレモン、ジャガイモなどを作付しておられます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、241-24から243-26は譲受人が同一であり、関連しますので、一括して説明させていただきます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、244-27でございます。</p> <p>自宅隣で耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、245-28でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものでございます。譲受人は●歳の美容師の方です。この度、自宅近くの家屋と農地を同時に譲り受け、家庭菜園をするため農地の申請に至りました。申請地では、季節野菜を作付される予定です。</p> <p>続いて、246-29でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、247-30と248-31は受人が同一に関連しますので、一括で説明させていただきます。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、249-32でございます。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>以上32件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんから必要性があれば、補足説明をお願いいたします。</p>
高 木 委 員	<p>22番高木です。218-1から226-9の中で、私の担当区域に1件ございますので、関連して説明させていただきたいというふうに思います。</p> <p>これまで私は営農型太陽光発電について否定的な意見を述べてまいりました。しかしながら、前々回、9月の総会の時の既決案件につきまして、その後しっかりもう一度検討し直しました。特に農水省のホームページを見ますと、地域や農業と調和した営農型太陽光発電の導入を促進することが重要と、国ではこういうふうに言っております。それから、みどりの食料システム戦略推進交付金のうち、地域循環型エネルギーシステム構築ということから、太陽光発電設備、パネル、架台などの導入費用の2分の1を補助するというふうな記述がございます。したがって、国においては法律的に整備をした上で推進をしていると推測ができます。</p> <p>そうした中で、前々回の否決につきましては、書類の不備といえますか、申請書類が信任するに値するかどうかということで私は疑問を持ちまして、これは中身がおいしいということで皆さんに同意を求めたところではありますが、今回、私のところに届きました新たな申請書類を確認いたしましたところ、私の確認した範囲では瑕疵はないというふうに判断をいたしました。瑕疵がないということになれば、これを否定することはなかなか法律的に厳しいのではないかなというところで、前回のことは翻させ</p>

高木委員	<p>ていただきたいというふうに思います。</p> <p>先程の写真を見ていただいてお分かりのように、ほとんどが不作付地、水稲の作付がされていない農地であるということも確認ができました。</p> <p>よって、今回の申請につきましては、私は許可するに値するものであるというふうに判断しております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>説明、ありがとうございました。</p> <p>ご質問等はほかにはないですか。</p>
柏尾委員	<p>9番の柏尾です。247-30と248-31の受人の住所が●●というふうに記載がありますが、現場は●●というところでありまして、経営隣地で耕作便利というのは、●●に在住の方がここで耕作をされるということは可能なんでしょうか。</p>
和田主査	<p>ご質問の譲受人でございますが、●●に在住されておられますが、ご実家が●●の農地のすぐ近くでございます。帰省をされる拠点となります。そちらから農地の耕作に当たられると聞いております。また、ほかにも経営農地を持っておられまして、現時点で営農されている農地もでございます。</p> <p>以上です。</p>
柏尾委員	<p>分かりました。ありがとうございました。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ほかにご質問、ご意見はございませんか。</p>
	<p>< なし ></p>
議長	<p>ないようですので、これより採決をいたします。</p> <p>議案第56号について許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>< 全員挙手 ></p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第56号は許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第57号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
松下係長	<p>議案の14ページをお願いいたします。</p> <p>議案第57号「農地法第4条の規定による許可申請」でございます。</p> <p>座って説明をさせていただきます。</p> <p>15ページをお願いいたします。</p> <p>今月は5件の申請がございました。</p> <p>申請番号35-1は、●●における宅地への転用事案でございます。申請地は、●●の南西約200mに位置する第2種農地で、申請人は近隣にお住まいの方でございます。申請人は、当該農地を店舗併用共同住宅として転用許可申請をされたものでございます。</p> <p>続きまして、申請番号36-2は、●●における農業用倉庫への転用事案でございます。申請地は●●の北東約330mに位置する第2種農地で、申請人は近隣にお住まいの方でございます。申請人の農業用倉庫は、東広島市が行う八本松スマートインターチェンジ関連事業によって用地買収されることとなったため、自宅近くの申請地に移転することとし、転用許可申請をされたものでございます。</p> <p>続きまして、申請番号37-3は、●●における農業用倉庫への転用事案でございます。申請地は、●●の北東約800mに位置する第1種農地で、申請人は隣接地にお住まいの方でございます。現在の農業用倉庫が使用できなくなり、新たに農業用倉庫を建築するため、この度の転用許可申請をされるものでございます。本件は、農地法施行令第11条第1項第2号イ、農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設に供する場合として第1種農地の不許可の例外に該当します。また、申請地は過去に許可を得ることなく土を入れていたため、始末書を徴取しております。</p> <p>続きまして、申請番号38-4でございます。●●における宅地への転用事案でございます。申請地は、●●の南西約870mに位置する第2種農地で、申請人は隣接地に</p>

松下係長	<p>お住まいの方でございます。申請人は、当該農地を住宅及び農業用倉庫として転用許可申請されたものでございます。なお、こちらの申請地におきましては、転用の許可を得ることなく一部を農業用倉庫にされており、事後の申請となったことから、始末書を徴取しております。</p> <p>続きまして、申請番号39-5でございます。●●における浄化槽への転用事案でございます。申請地は●●の北西約1,900mに位置する第1種農地で、申請人は隣接地にお住まいの方でございます。申請人は、現在の汲み取り式トイレを水洗トイレに改修するため、転用許可申請をされたものでございます。本件は、農地法施行規則第33条第4項に規定する、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。なお、農振農用地については、除外見込みとなっております。</p> <p>以上につきまして、事業規模から見て適切な転用面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれはないと認められることなどから、本議案を提出するものでございます。</p> <p>なお、申請番号37-3及び39-5への転用は、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされており、今月分はいずれも意見聴取し、異議がなければ許可するものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんで必要があれば、補足説明をお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
議 長	<p>ないようですので、これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
議 長	<p>ないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第57号について、本日お配りした広島県農業委員会ネットワーク機構意見聴取一覧表に記載のとおり、意見聴取の対象案件については許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんという回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>< 全員挙手 ></p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第57号のうち、意見聴取の対象案件については許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については本総会について許可することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第58号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
豊田主査	<p>それでは、総会議案の17ページをご覧ください。</p> <p>議案第58号についてご説明をいたします。</p> <p>今月は26件の申請がありました。申請地の筆数、面積の内訳につきましては、総会議案の24ページをご覧ください。</p> <p>内容については、座って説明をさせていただきます。</p> <p>それでは、252-1から258-7は事業者が同一であり、関連しますので、一括して説明をいたします。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案でございます。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社でございます。252-1は、●●の北に位置します第3種農地でございます。253-2から258-7は、●●の北及び西に位置するいずれも第2種農地でございます。この度、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものでございます。</p>

豊田主査

続いて、259-8について説明をいたします。

駐車場への転用事案でございます。受人は●●に本店を置き、自動車販売業を営む会社でございます。申請地は、●●の東に位置します第1種農地でございます。現在、従業員の駐車場の確保が出来ていないため、転用しようとするものでございます。本件は、農地法施行規則第35条第5号既存施設の拡張であり、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものとして第1種農地の不許可の例外に該当いたします。

続いて、260-9についてご説明いたします。

太陽光発電設備への転用事案でございます。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社でございます。申請地は、●●の南東に位置します第2種農地でございます。この度、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものでございます。

続いて、261-10、262-11は事業者が同一であり、関連しますので、一括して説明をいたします。

送電線張り替えに伴う防護足場及び資材置場への一時転用事案でございます。受人は、●●株式会社発注に係る新広島幹線電線張替工事及びこれに伴う除去工事を請け負っております企業共同体でございます。申請地は、いずれも●●の南東に位置する農用地区域内農地でございます。この度、電線張替工事のための防護ネットを仮設するため、令和6年12月31日まで転用しようとするものでございます。本件は、農地法施行令第11条第1項第1号仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地等を供することが必要であると認められること、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることとして農用地区域内農地の不許可の例外に該当いたします。

続いて、263-12から265-14は事業者が同一であり、関連しますので、一括して説明をいたします。

太陽光発電設備への転用事案でございます。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社でございます。申請地は、●●の東に位置します第2種農地でございます。この度、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものでございます。

続いて、266-15について説明をいたします。

一般住宅への転用事案でございます。申請地は、●●の北東に位置します第2種農地でございます。受人は、●●において居住をされております。この度、広島県が施工する吉行飯田線都市計画街路事業の関係による立ち退きが必要となり、新たな住宅を建築するため、転用しようとするものでございます。

続いて、267-16から269-18は事業者が同一であり、関連しますので、一括して説明をいたします。

太陽光発電設備への転用事案でございます。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社でございます。申請地は、●●の南東に位置します第2種農地でございます。この度、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものでございます。

続いて、270-19について説明をいたします。

太陽光発電設備への転用事案でございます。受人は、●●に本店を置き、売電事業を営む会社でございます。申請地は、●●の西に位置します第2種農地でございます。売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものでございます。

続いて、271-20について説明をいたします。

太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社でございます。申請地は、●●の東に位置します第2種農地でございます。売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものでございます。

続いて、272-21について説明をいたします。

一般住宅及び駐車場への転用事案でございます。申請地は●●の西に位置します第

豊田主査	<p>2種農地でございます。受人は●●において借家に居住をされております。この度、実家の近くに住宅を新築するため、転用しようとするものでございます。なお、建築許可申請については、担当部局に提出済みでございます。</p> <p>続いて、273-22について説明をいたします。</p> <p>庭敷への転用事案でございます。申請地は、●●の南東に位置します第2種農地でございます。受人は、隣接地に居住されております。この度、庭敷にするため、転用しようとするものでございます。</p> <p>続いて、274-23、275-24は事業者が同一であり、関連しますので、一括して説明をいたします。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案でございます。受人は、●●に本店を置き、売電事業を営む会社でございます。申請地は、●●の西に位置します第2種農地でございます。この度、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものでございます。</p> <p>続いて、276-25について説明をいたします。</p> <p>資材置場及び駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の南に位置します第1種農地でございます。受人は●●に本店を置き、建設工事の請負、施工、設計等を営む会社でございます。この度、事業拡大に伴い、本申請地に資材置場を拡張するため、転用しようとするものでございます。本件は、農地法施行規則第35条第5号の第1種農地の不許可の例外に該当いたします。また、農振農用地からは、資料では除外見込みと記載しておりますが、令和5年11月24日付で除外済みとなっております。</p> <p>続いて、277-26について説明をいたします。</p> <p>一般住宅及び駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の南西に位置する第2種農地でございます。受人は、●●において借家に居住をされております。この度、実家近くに住宅を新築するため、転用しようとするものでございます。なお、建築許可申請については、担当部局に提出済みでございます。</p> <p>以上説明いたしました26件について、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農状況に支障を生じるおそれはないと認められることから、許可要件を満たしていると考えております。</p> <p>なお、一体事業として30a以上の農地を転用する場合や農用地区域内農地及び第1種農地における転用の案件は、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされており、今月は本日配付いたしました一覧表に記載のとおり、上程議案中、259-8、261-10、262-11、267-16から269-18、274-23から276-25を意見聴取いたします。</p> <p>以上、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんより必要があれば、補足説明をお願いいたします。</p>
村上委員	<p>11番の村上でございます。補足説明というよりも、教えていただきたい点があつて質問をさせていただきました。</p> <p>農地法第5条については、毎月大体15件、今月は20件の太陽光発電の審議をしているわけですが、審議をしている太陽光パネルの数、枚数を調べてみますと、毎月二、三千枚、今月は5,596枚になっており、田んぼは何と4町、4町分潰れております。そして、年間では大体3万枚のパネルを許可していることになっております。</p> <p>そこで、お尋ねをいたします。年間3万枚のパネルというのは、あれは1枚が1m×1.5mぐらいの大きさだったと思うんです、この間測りに行ったんです。この3万枚の発電量は一般家庭に直してどれぐらいの数を賄っているのか、分かったら教えてください。</p> <p>ちなみに、東広島の世界帯数は9万世帯です。一体どれぐらいの世帯を賄っているか知りなかったわけです。</p> <p>それでまた、太陽光発電を頼んだ農家、農家には1kW当たりどれぐらいの料金がもらえるのか、還付されるのか、それも分かたら教えてください。ちなみに、中電</p>

村上委員	に電話しても、とんと教えてくれません。よろしくお願ひします。
豊田主任	<p>それでは、村上委員からご質問いただきました内容につきましてご回答申し上げます。</p> <p>まず1つ目に、年間3万枚の発電量に対して一般家庭直してどれくらいを賄っているのかということなんですけども、●●の関係で許可済みの場所でシミュレーションの数値があるということでそれを教えていただいて、参考に計算をしてみたところ、約3,500世帯の発電量を賄っている計算となりました。これはあくまでも計算上なので、実際どこまで賄えているのかというのは厳密なところは不明なところはあるんですけども、計算上は3,500世帯余りという計算となっております。</p> <p>次に、2つ目、太陽光発電の設置を頼んだ農家さんに対して幾らの電気料金がもらえるかということなんですけども、電気料の還付なんですけども、こちらにつきましては、太陽光発電設備を所有する業者に実際入るので、農地を手放した方につきましては、電気料金の収入等というのはありません。ただ、売却したときの土地の売却代とか、貸し借りをした場合の貸付け代、賃代、そういったものは別途入るかもしれませんが、電気料金がそのまま還付されるということはないと聞いております。</p> <p>以上でございます。</p>
村上委員	ありがとうございます。
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がございましたら、発言をお願いいたします。</p>
	< なし >
議長	<p>ないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第58号のうち、本日配付した広島県農業委員会ネットワーク機構意見聴取一覧表に記載のとおり、意見聴取の対象案件については許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議長	<p>全員賛成ですので、議案第58号のうち、意見聴取の対象案件については許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については本総会で許可することに決定をいたします。</p> <p>次に、日程第4の報告事項に入ります。</p> <p>報告第43号から報告第47号について、事務局の説明を求めます。</p>
松下係長	<p>資料の報告事項をお願いいたします。</p> <p>報告第43号「行政不服審査法の規定に基づく審査請求について」でございます。</p> <p>座って説明をさせていただきます。</p> <p>初めに、審理手続の制度についてでございます。</p> <p>農業委員会への審査請求は、許可を行った処分庁である農業委員会に対して行われ、審理手続についても審査庁として農業委員会で行うこととなっております。処分庁と審査庁が同じ点については、その組織が優れた見識を有する委員等で構成されている合議体であるということで、行政不服審査の請求について農業委員会自体が判断をしていくという法制度となっております。</p> <p>それでは次に、資料2の説明をさせていただきます。資料2の方をお願いいたします。</p> <p>1ページをお願いいたします。</p> <p>審理手続の流れでございます。フロー図の右側、赤枠部分が今回の事務の流れでございます。緑色部分、審査請求書の提出につきましては、10月総会でご説明させていただきましたとおり、令和5年10月12日に受付をしております。</p> <p>また、2ページ、審査請求の要件チェックリスト表のとおり、審査請求人の氏名、</p>

松下係長

処分内容、審査請求の趣旨等、必要な要件は満たしているため、受付し、事務を進めていく予定でございます。

次に、1ページに戻っていただいて、審理員の指名につきましては、農業委員会等の行政委員会は審理員の指名を行わないこととなっておりますので、農業委員会の中で審理手続を進めることとなります。

予定スケジュールといたしましては、この度の報告を基に弁明書を作成し、12月総会において弁明書の議決を行った後、審査請求人へ送付する予定となっております。

その後、審査請求人から反論書が提出されましたら、2月総会で反論書、証拠書類等の審査を行い、3月の総会で採決を行いたいと考えております。

また、資料の3ページ以降が農地法第5条に係る許可申請書、36ページ以降が農地法第5条に係る許可指令書となっております。

それでは、報告書第43号に戻っていただき、説明をさせていただきます。

内容につきまして、第1で審査請求の概要、第2で農地法第5条の許可処分の内容とその処分が適正である理由、第3で許可の処分庁としての考え方の補足を記載しております。

第1、審査請求の概要についてでございます。

令和5年10月11日付で●●在住のご覧いただいている方から農地法第5条の許可申請に対する処分について、許可申請の取消し及び許可無効を求める行政不服審査法に基づく審査請求書が提出されました。

第2、処分内容及び理由等についてでございます。

処分については、令和5年3月17日に農地法第5条の許可を行っております。また、当該農地につきましては第2種農地であり、代替性がある場合を除き、転用許可を認める農地でございます。

1については、関係法令等の定め、本件処分に係る根拠法令等を記載しております。農地法関係事務処理要領に基づき、(1)は第2種農地の定義、(2)は許可方針をそれぞれ記載しております。

続きまして、2については、処分内容及び理由を記載しております。(1)については、このたびの転用に係る5条申請があった事実を記載しております。(2)については、認定した事実を農地法第5条及び要領の審査基準に当てはめたところ、許可申請の認容要件に当てはまることを記載しております。(3)については、(1)、(2)の認定した事実及び当てはめにより、許可申請者に対して法第5条の許可処分を行ったことを記載しております。

続きまして、第3、処分庁からの補足についてでございます。

補足については、2点記載しております。

1つ目は、審査請求人が主張する景観利益について、農地法の許可は農業政策の観点から行われるものであり、景観利益等の私的利益の保護の観点から許可を行うものではなく、申請請求人は審査法第2条にいう処分に不服がある者に該当しないものと考えられる。

2つ目は、審査請求人が主張する農振法上の手続に際し、審査請求人の同意がないのにあるかのような記載が同手続の申請書中になされていたと審査請求人が主張されているが、本件記載がなされたのは農振法上の手続においてであって、仮に本件記載が農振法上の手続において違法性を有するものであるとしても、その違法が本手続に引き継がれるものではないとの考えを主張しております。農振法上の手続が農地法に引き継がれるかということに記載しております。

また、本件記載は、近隣住民の同意がある旨を内容とするものであるところ、農振法上の手続においては近隣住民の同意が法律上要件として必要とされているわけではなく、本件記載がなされたことにより農振法上の許可がされたとの因果関係も認められないとの考えを記載しております。

説明につきましては、以上でございます。

続きまして、報告第44号から報告第47号までは、東広島市農業委員事務局規程第6条の規程に基づき事務局において専決処分をいたしましたので、その概要を報告させ

松下係長	<p>ていただきます。</p> <p>4ページをお願いいたします。</p> <p>報告第44号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。</p> <p>5ページをお願いいたします。</p> <p>市街化区域内における農地法第4条による農地転用届は、今月分は3件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>6ページをお願いいたします。</p> <p>報告第45号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。</p> <p>7ページをお願いいたします。</p> <p>市街化区域内における農地法第5条による農地転用届は、今月分は9件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>10ページをお願いいたします。</p> <p>報告第46号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。</p> <p>11ページをお願いいたします。</p> <p>法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は7件の照会がございました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>また、先月ご質問のありました●●の法務局照会の現況写真につきまして、スクリーンのほうに出ささせていただいたんですが、こちらの写真のほうが耕作可能な農地と判断した農地でございます。また、こちらの農地につきましては、ツタなどの雑木、雑草が繁殖しているため、非農地として判断をいたしました。判断した写真となっております。こちらほうが非農地、こういったところが農地というふうに判断をしております。</p> <p>続きまして、12ページをお願いいたします。</p> <p>報告第47号「農地転用届出の受理について」でございます。</p> <p>13ページをお願いいたします。</p> <p>農業用施設への転用届は、今月分は1件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>報告は以上でございます。</p>
議長	<p>報告が終わりました。</p> <p>ただいまの報告に対して何かございましたらお願いをいたします。</p>
高木委員	<p>22番高木です。報告第43号について確認なんですが、許可権者である農業委員会、我々が許可したことに対して不服審査の申出があった。その不服の中身については是非かというのを許可した者に判断しろと言われても、先ほど事務局の方は我々のことをおだてて言われましたが、そんな能力は私にはありません。</p> <p>したがって、まず東広島市の顧問弁護士さんがおられるというふうに思いますが、そこらあたりとしっかりと詰めをさせていただいて、間違いないものを出していただかないと、判断を私はやしません。</p>
松下係長	<p>失礼いたします。ただいまご質問いただいた件につきまして、おっしゃるとおり、市の弁護士である法務専門監へ法務相談のうえ、回答のほうを出させていただきたいと考えております。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ほかに何かございませんか。</p>
	<p>< なし ></p>
議長	<p>ないようですので、続きまして日程第5のその他に入ります。</p> <p>何かございましたらお願いします。</p>
高木委員	<p>22番高木です。先程も質問もございましたが、この市内においても太陽光がたくさん農地に対して設置されるという申請が出てきております。</p> <p>その中で、先日私の法人のところへ京都府南丹市の農業委員会の方が視察にお見え</p>

高木委員	<p>になりました。色んな話をする中で、同じような悩みを抱えておられましたけれども、京都府南丹市においては、太陽光の設置に関しまして太陽光発電施設の設置についての条例を制定されております。中身は、普通のことを色々書いてありましたけれども。</p> <p>我が東広島市では、まだ総枠をどうするかとか、太陽光発電の後始末をどうするかとか、そういった条例が一切制定されてないというふうに私は思っておりますが、せめて、京都府の見させていただいて、どうしてもこれは言うとかなきやいかなんというのを5つほど申し上げたいというふうに思います。</p> <p>1つ目は、中間管理機構を通して利用権設定がされている農地については、協定期間内は一時転用ができないと、させないという文言。それから、周辺農地の耕作者の同意、これを義務づける。それから、一時転用に違反した場合は、厳しく処罰すると。それから4つ目として、京都府のこれにこれはきちり書いてありましたけれども、施設の適切な維持管理並びに事業終了後の適切な撤去及び処分のための費用を確保するための計画的な積立てと積立状況の報告を義務づける。そして5つ目に、太陽光所有者が第三者へ売却した場合、元の事業者が地権者等と結んだ契約内容を継続して履行する義務があると、こういったことをきちりと盛り込んだ条例をつくっていただいて、今後の太陽光に対応すると。</p> <p>農業委員会とすれば、法律上許されていることを止めるというのはなかなか難しいと、厳しいというふうに思いますので、条例として市としてしっかり検討していただいて、その条例を制定していただくように農業委員会として市長に申入れをしていただきたいというふうに思っておりますが、よろしく願いいたします。</p>
議長	ありがとうございます。検討します。
高木委員	よろしく願いします。
議長	ほかには。
古川委員	<p>7番古川です。女性部のほうから報告させてください。</p> <p>11月16、17日に、香川県高松市に中国・四国ブロック農業委員会女性委員研修会に行っていました。参加したのは、私は県の方で行きまして、東広島からは立川さん1人、1名しか行かれないので、2人で行って来ました。</p> <p>内容は、「取り組もう未来へ、みんなが輝く地域づくり」と題して、情報提供とか基調講演とか、講演として「農業委員を取り巻く情勢と女性委員の登用促進について」という堅苦しいお話ではありましたが、あと意見交換をいたしまして、親睦を深め、女性としてできることをコミュニケーションを取ってやっていこうということになりました。</p> <p>来年は鳥取県で行うことが決まりました。来年も東広島からは2人参加できたらなと思っております。</p> <p>それから、11月22日に農業委員会ウーマンネット広島西部・南部ブロック、本当は別々のブロックでやりたかったんですけども、江田島の方が南部ブロックに入ってるんですが、東広島は南部ブロックですが、江田島の方がここに来られるとしても、難しいだろうなということで、広島の方が行きやすいんじゃないかということで、西部と一緒にやることになりまして。西部でやらせてもらってよかったのは、参加人数が同じぐらいしかいなかったんです。四十何人いるんですけど、そんなにはいないのか、30人ぐらいとしても、8人、8人と少なかったので、ちょうどよかったなと思えました。</p> <p>それで、動画視聴を東京のほうであった分の令和5年度女性の新任委員初任者研修会というのがありまして、そのパネルディスカッションの動画視聴をさせてもらいました。その後に意見交換会を行いまして、またこれで親睦が深まってよかったなと思えました。</p> <p>西部ブロック、南部ブロックでまた研修会があると思いますので、それはそのときでまた頑張っていってこようかなと思っております。</p> <p>報告は以上です。ありがとうございます。</p>
議長	報告事項ありがとうございます。

議 長	その他、何かございませんか。
台 川 委 員	<p>5番台川です。11月の初めに地区協議会を行いました。その中で協議事項、グループ営農についてというのをやったんですけども、今までも機械購入とか、機械の共同利用とか色々やってきましたけれども、成功しているところはあるんだろうかと、ふと疑問に思いました。次に視察研修のお話が出るかと思いますが、成功しているところに見学に行きたいなど要望を出しました。</p> <p>それで、その中でこういうグループ営農を立ち上げられた方がおっしゃるには、機械が故障したときとか、何かあったときに誰が責任を持つのかということではなかなか難しかったということなんですよね。いざ解散するときにも、色々機械をどうするか、何かということで、いろいろ解散するのも大変だったというのを聞きましたので。グループ営農を成功させているところの見学とかお話を聞かせていただけたらなと思って要望させていただきました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ほかにはございませんか。</p>
台 川 委 員	<p>すみません。もう一つ追加です。</p> <p>それで、全国的に色々こういうグループ営農とか機械購入の支援とか共同利用とかで成功されてるところがどのくらいあるのか統計を取って、どのくらい立ち上げられて、どのくらい成功されて、どのくらい失敗されたかというのを出していただけたらうれしいんですけど。よろしく願いいたします。</p>
議 長	まだ今ずっとやってる段階なんで、来年までにということになるかな。
台 川 委 員	<p>もうグループ営農はやってます。機械購入とか、機械の共同利用とか、もう大昔からやってます。統計が出るはずですよ。失敗ばかりですかね。逆に言えば、私の意見としましては、そのように失敗ばかりするグループ営農とかに何で補助金を出すんですかね。もっと成功するようにいろいろアドバイスされて、成功するように。古いんですから、何十年前からやってますよね、木原さん。立ち上げていったら、立ち上げての方が少ない。</p>
議 長	<p>今、発言中なんですけど、冒頭でも言うたんですけど、発言される時には、挙手の上、番号と名前を告げて。</p> <p>続きまして、ほかにはございませんか。</p>
	< なし >
議 長	<p>ないようですので、それでは委員の皆様方には長時間にわたりご審議誠に苦勞さまでした。</p> <p>それでは、木原会長職務代理者から次回の総会について報告をお願いいたします。</p>
木 原 職務代理者	<p>失礼します。それでは、次回の総会、12月26日火曜日10時から、場所はここになるかと思えます。開催予定です。ご出席くださいませ。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で11月の総会を閉会いたします。</p>

議事録署名者 議長 _____

議事録署名者 委員 _____

議事録署名者 委員 _____

議長(会長) 14番 仲伏 英雄 委員 15番 高尾 昭臣 委員